

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ キャディー報酬の判決

Q : キャディーが受け取る報酬の所得区分を巡り争われていた事件の判決が出たようですが、内容を教えてください。

A : キャディー報酬はゴルフ場からキャディーへの給与に該当する、との判決が下されています。今回の判決で、税務署がかつて行った指導の内容とは異なる更正処分を、わずか2年後に同一法人に対して決定していたことが明らかとなりました。

【解説】

この事件は、係争年度から2年前に行われた税務調査時の指導に従ってキャディー報酬をキャディーの事業所得とした原告が、その後、同じ税務署からキャディー報酬は給与所得とする旨の更正処分を受けたことを不服として訴訟に及んだものです。

裁判所では、キャディー業務はゴルフ場の指揮管理下で行われているものであって、キャディー自身の危険と計算により行われているものではないから、キャディーが受け取る報酬は事業所得ではなく、ゴルフ場からキャディーへの給与であるとの判断を下しました。

この事件では、キャディーが受け取る報酬の取扱いもさる事ながら、税務署が自ら行った指導を自ら覆したといった点が注目されます。このことについて裁判所は、過去にそうした経緯があったからと言ってもキャディー報酬の性質は変わらないとの判断を示しています。

税務署の指導に従っても、後日の調査では否認されることがあるわけです。

